

第91回農地総会議事録

開催日時	令和7年1月7日（火） 午後3時30分から
開催場所	高知市役所本たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・石黒 康誠・植田 俊博・加藤 孝幸・長山 裕美・ 中島 義幸・大野 哲・竹内 佳代・中島 正根・山本 和正・前田 眞作・ 久保 壽美男・川澤 一博・中村 富貴・山脇 天臣 以上16名
欠席委員	森田 浩明・廣瀬 良之・古田 辰雄 以上3名
事務局出席者	宮田事務局長・上田次長・近森主幹・竹内係長・川澤主任・岡本主査 以上6名
高知市出席者	農林水産部農林水産課 西森係長・武田主任 以上2名
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 ① 所有権移転 ② 貸借権設定 ③ 中間管理権設定・一括方式</p> <p>第4号議案 農用地利用集積計画の変更の件</p> <p>第5号議案 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件</p> <p>議案外（報告）</p> <p>① 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ② 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④ 非農地証明願の件 ⑤ 農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件</p>
備 考〔添付書類〕	<p>○第91回農地総会議案書</p> <p>○現地案内図</p> <p>○議案関連資料</p> <p>○令和6年度 今後のスケジュール（予定）</p>

開 議 長	会 議 長	(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただ今より、第91回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は森田浩明委員、廣瀬良之委員、古田辰雄委員の3名です。委員総数19名中16名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	議 長 委 員 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は大崎恭寿委員と山本和正委員の2名にお願いいたします。
議 議 長 西森係長 議 長 山本委員 議 長 委 員 議 長	議 長 議 長 議 長	それでは、只今より議案の審議を行います。 今月は農振の案件がありますので、そちらを先に審議いたします。 第5号議案、高知市農業振興地域整備計画の変更の件を議題といたします。 農業振興地域整備計画の通常変更については、農業振興地域の整備に関する法律の施行規則第3条の2第2項におきまして、「市長は農業委員会の意見を聴かなければならない」と定められております。 今回、高知市長より意見の諮問を受けておりますので、ご審議をお願いします。 それでは、農林水産課より議案の説明をお願いいたします。 (高知市農業振興地域整備計画の変更の件について説明) 第5号議案の説明が終わりました。 事前審査会の報告をお願いいたします。 案件が第三事前審査会です。 第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。 整理番号1については、「計画の変更をやむを得ない」と認めました。 ご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 第5号議案について、高知市長に対して「計画の変更をやむを得ない」と回答する

<p>委員 議長 農林水産課 議長</p>	<p>ことにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、そのように回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課はここで退席となります。どうもありがとうございました。</p> <p>(退席)</p> <p>続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。</p> <p>議案書は2ページをご覧ください。今月は全体で6件の申請が出されております。</p> <p>議案書は3ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、山ノ端町、登記地目山林、現況畑、462㎡を、新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地です。</p> <p>譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。</p> <p>申請書別添及び耕作計画書によりますと、今回の申請地では自家消費用の野菜類を栽培予定とのことです。</p> <p>農機具については、管理機を1台導入予定とのことです。</p> <p>譲受人は会社役員として勤務する傍ら、祖母の農業を15年間手伝ってきた経験があり、農作業経験のある妻も農作業に従事できるため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。今後も会社勤めとの兼業により農業を行い、経営拡大を図ってきたいとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農をするため、特に問題はないと考えるとのことです。</p> <p>続きまして、案件2は高見町、登記地目雑種地、現況畑、142㎡を、耕作便利及び新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが申請地、緑が譲受人の自宅です。</p> <p>譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。</p> <p>申請書別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は所有及び借入れしている農地はありませんが、申請地に隣接する亡義父名義の畑で、自家消費用の露地野菜を夫婦で栽培しているとのことです。</p>
-----------------------------------	--

今回、譲渡人より買い取ってほしいとの相談があり、自宅からも近いことから買い受けることとしたもので、申請地では夫とともに自家消費用の露地野菜を栽培する計画とのことです。

農機具は所有していませんが、農地の面積も小さいため、手作業での耕作が可能とのことです。

譲受人は農業の経験があり、夫婦で農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件3は、仁井田、畑、320㎡を、耕作便利及び新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の自宅となっております。

譲受人は農業法人の代表を務めておりますが、個人名義の経営農地はありませんので、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書及び別添資料によりますと、譲受人は34年間、法人の代表として農業に従事しており、花卉、新生姜などを栽培しているとのことです。

今回、県外在住の親戚から買い受けることとなり、申請地ではパクチー、パセリなどのハーブ野菜を中心に、妻とともに自家消費用に耕作する計画とのことです。

農機具については、個人での所有はありませんが、申請地では主に手作業で耕作を行い、必要に応じて法人で所有している大農機具を使用するとのことです。

譲受人は農業の経験があり、夫婦で農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件4は布師田、登記地目田、現況畑1,186㎡外1筆、合計1,936㎡を、新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は、農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は、1年程、祖父の農作業の手伝いをしており、その経験を生かし、収穫量の増加を図りたいとのことです。また、当面は譲渡人の指導を受け、農機具も借りながら耕作する予定であり、申請地では自家消費用の露地野菜や果物を栽培するとのことです。

農機具については、トラクター1台を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しており、また、両親も勤めの傍ら農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周囲に農地がないため特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件5は、介良乙、登記地目田、現況畑、134㎡外1筆、合計190㎡を、譲受人の自宅が申請地に近接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の自宅です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、申請地では果物の柿を栽培するとのことです。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を保有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、4ページに跨ります案件6は、春野町芳原、登記地目雑種地、現況畑、85㎡外2筆、合計669㎡を、新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は農地を所有しておらず、農業経験もありませんが、食育のため、自分たちが日頃食べている野菜を自分で栽培したいと思い、申請地を購入することとしたものです。申請地では、自家消費用の野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、小型の耕耘機を1台所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験はありませんが、会社員としての勤務の傍ら、主婦である妻とともに農作業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺の方に確認のうえ、了解を得て防除を行うとのことです。

以上、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。

	<p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いいたします。</p>
大崎委員	<p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長 中島(義)委員	<p>続いて、第二事前審査会の中島副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件2と案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長 山本委員	<p>続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件4から案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長 川澤委員	<p>続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件6については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>全ての案件につきまして許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それではそのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
川澤主任	<p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で3件の申請が出されております。</p> <p>それでは案件についてご説明いたします。議案書7ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、先月からの継続審議となっている案件で、仁井田、田、51㎡外1筆、合計1,227㎡を、資材置場に転用するため、売買により所有権を移転するという申請で</p>

す。

現地案内図は、No.7をご覧ください。ピンクが申請地です。

本案件につきましては、先月の農地総会でご審議いただいた際、地域の土木委員の意見が、水路へ放流せず申請地内で排水処理をしてほしいという内容に対して、高知市耕地課が排水同意をしていることについて、それが問題ないかどうか改めて耕地課に確認する必要があるのではないか、ということで審議保留となりました。

これを受けて事務局が耕地課に確認しましたところ、本案件について、土木委員の意見は承知しており、そのうえで流水計算等、申請内容に問題がないので排水同意を行ったとのことでした。

また、前回の農地総会の後で排水計画に変更点がございました。耕地課によると、排水同意した計画の内容に変更が生じた場合は、改めて排水同意の申請が必要とのことでしたので、その旨を申請者にお伝えしましたところ、改めての排水同意につきましては、令和6年12月23日付けで取得済みとなっております。

それでは、計画内容についてご説明いたしますので、本日お配りしました資料のうち、右上に①と書かれた資料をご覧ください。

排水計画の変更点についてご説明します。資料3枚目の断面図をご覧ください。変更点としましては溜柵の増設でして、左が変更前、右が変更後となっております。排水路の出口にも溜柵を設置する計画に変更となりまして、丸で囲んだ所になります。また、盛土や溜柵の寸法についても追記をしております。

その他の計画については、前回の農地総会と同様となりますので、説明を省略させていただきます。

案件1については以上です。

続きまして、案件2と案件3は、申請の当事者が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件2は、布師田、登記地目田、現況畑、117㎡を、住宅への進入路に転用するため、売買により所有権移転を、また、案件3は、登記地目田、現況畑、502㎡のうち12.21㎡を、住宅への進入路に転用するため、地役権を設定するという申請です。

現地案内図は、No.8をご覧ください。ピンクが案件2の申請地で、青が案件3の申請地、黄色が譲受人の所有地および一体利用地で、赤枠が案件3の筆の形状です。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断しておりますが、既存施設の2分の1を超えない面積での拡張という内容の申請であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。

それでは、案件2及び案件3の計画内容についてご説明いたしますので、本日配布しております、資料1枚目と2枚目の右肩に②及び③と書かれた資料をご覧ください。

それぞれの事業計画書によりますと、案件2の譲受人は退職後に帰郷し、相続した申請地北側の住宅に住む予定ですが、住宅を含む一体利用地へ車による乗り入れができなかったところ、申請地を進入路として譲渡人から譲っていただけることになったとのことです。また、南側公道から案件2の申請地までの部分である案件3の申請地は、譲渡人が農作業用車の乗入場として現在も利用中のため、通行地役権を設定することにしたとのことです。

続きまして、資料3枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、黄色部分の申請面積合計 129.21 m²を公道から転用者の住宅用地までの進入路とする計画となっており、そのうち 12.21 m²に通行地役権の設定を受ける計画です。

造成、整地計画としましては、南側公道と同じ高さまで概ね 30cm の碎石を盛る内容であり、既に転用済のため、これについては始末書が添付されております。

進入計画については、南側公道から進入する計画となっております。

排水計画については、自然浸透とする計画です。

申請地周辺の状況について説明いたします。案件2の東側は譲渡人所有の農地、西側は農地、南側は譲渡人所有の農地及び道路、北側は宅地となっております。

案件3の申請地東西及び北側は案件2の譲渡人でもある地役権設定者の所有農地、南側は道路となっております。

なお、案件2の西側農地所有者から同意書の添付がない理由及び被害防除計画につきまして、資料4枚目に書類が添付されておりますのでご覧ください。

被害防除計画の内容としましては、対象地は申請地よりも約 1 m 高いため、土砂や雨水の流出、日照、通風等の面で農地に悪影響を与える恐れがないこと、また、被害が生じた場合や苦情等があった場合は転用者が責任をもって対処する旨が記載されております。なお、農地所有者が県外在住で連絡がつかないため、同意を求めることは行っていないとのことです。

資金証明書類としましては、譲受人名義の金融機関の残高証明書の写しが添付されており、転用に必要な資金が賄えることを確認しております。

土木委員の意見につきましては、転用する部分が、赤線、青線に隣接していないことから確認不要であることを地域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

他法令につきましては、北側住宅の建築確認が下りていることを高知市建築指導課

	<p>に確認済です。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第2号議案の説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二，第三事前審査会です。</p>
中島（義）委員	<p>第二事前審査会の中島副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長	<p>続きまして、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>案件2と案件3については、担当区域の農地利用最適化推進員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>（意見，質問なし）</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p>
委 員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>案件2と案件3については第1種農地の案件のため、許可相当との意見を付して県ネットワーク機構に諮問したのち、申請書を県知事に送付することとし、また、案件1につきましては、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（意見，質問なし）</p>
議 長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案，改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。</p> <p>今月は、所有権移転，貸借権設定，中間管理権設定・一括方式がありますが、全て一括して審査いたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>
川澤主任	<p>第3号議案，改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件。</p> <p>所有権移転。議案書は9ページをご覧ください。今月は1件の申請が出されております。</p> <p>議案書10ページに所有権移転の総括表を掲載しております。</p> <p>今月は、所有権を移転する者が1人で延べ1人，所有権の移転を受ける者が1人</p>

で延べ1人、所有権移転を行う農地は田が1筆で605㎡となっております。

それでは、案件の説明に移ります。議案書11ページをご覧ください。

案件1は春野町甲殿、田、605㎡を、売買により所有権を移転するものです。

本案件は、令和6年5月24日に譲渡人から売りたいとの申し出があり、令和6年11月26日にJA高知県春野支所にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。

なお、議案書に記載しております金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

また、申請地は別の方と貸借権を設定しておりましたが、所有権移転に際して、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約通知が提出されております。合意解約につきましては、次回農地総会にてご報告いたします。

所有権移転については以上です。

続きまして、貸借権設定について説明いたします。

議案書は13ページをご覧ください。今月は全体で34件の申請があり、内訳は新規設定が6件、更新設定が28件となっております。

議案書14ページに、貸借権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は利用権を設定する者が36人で延べ38人、利用権の設定を受ける者が22人で延べ38人となっております。

土地の内訳は、田が118筆で74,398.72㎡、畑が4筆で3,845.00㎡、合計122筆で78,243.72㎡です。

設定の内訳は、新規設定が29筆で16,798.36㎡、更新設定が93筆で61,445.36㎡となっております。

利用権設定の期間別の内訳、及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

開始日は全て令和7年2月1日となっております。

それでは、新規設定の案件のみ説明をいたします。

議案書19ページをご覧ください。

20ページに跨ります案件8は、五台山と介良の二地区に跨る案件となっております。

五台山、田、1,027㎡外17筆、合計8,640.36㎡に、5年間貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書24ページの案件15は、一宮南町、田、335㎡、外3筆、合計1,215㎡に5年間貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 31 ページの案件 27 は、介良乙、田、1,000 m²外 2 筆、合計 3,000 m²に 3 年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、32 ページに跨ります案件 28 は、春野町弘岡上、田、2,432 m²のうち 1,576 m²外 1 筆、合計 1,936 m²に 3 年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、33 ページに跨ります案件 30 は、春野町西分、田、1,257 m²に 2 年間使用貸借権を設定するものです。なお、貸人は成年後見の審判を受けており、成年後見人からの申請であることを事務局にて確認しております。

続きまして、35 ページをご覧ください。案件 34 は、春野町西畑、田、750 m²に 3 年間賃貸借権を設定するものです。

賃借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、賃借人は芸西村で 2 年程サトウキビの耕作手伝いをした経験があり、現在も自宅敷地で少しですがサトウキビの苗を栽培しているとのことです。

今回、友人の父であり、春野町西畑で農家をしている方の仲介で、申請地を借りることとなったもので、今後は、耕作経験をもとに、芸西村農家の方や仲介してくれた農家の方の協力を得ながら、勤務の傍らサトウキビの耕作を行っていくとのことです。

なお、案件 8 の申請地の一部、及び案件 30 の申請地につきましては、別の方と貸借権を設定しておりましたので、あらかじめ、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知が提出されております。合意解約につきましては、次回農地総会にてご報告いたします。

貸借権設定については以上です。

続きまして、中間管理権設定・一括方式についてご説明いたします。

議案書は 37 ページをご覧ください。

今月は全体で 8 件の申請があり、内訳は新規設定が 1 件、更新設定が 7 件となっております。

議案書 38 ページに総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

今月は設定をする者が 9 人で延べ 17 人、設定を受ける者が 5 人で延べ 17 人となっております。

土地の内訳は、田が 28 筆で 16,289.88 m²です。設定の内訳は、新規設定が 8 筆で 3,497 m²、更新設定が 20 筆で 12,792.88 m²となっております。

設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については説明を省略いたします。

	<p>なお、開始日は全て令和7年2月1日となっております。</p> <p>それでは、新規設定の案件のみ説明をいたします。議案書 40 ページをご覧ください。</p> <p>41 ページに跨ります案件4は、大津乙、田、350㎡外7筆、合計3,497㎡を5年間公社が借り受け、最終貸付者に5年間貸し付けるという貸借権の設定です。貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>以上、更新の案件も含めて、計画の内容は、経営面積・従事日数等、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和7年2月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第二、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第二事前審査会の中島副委員長から報告をお願いいたします。</p>
中島(義)委員	<p>貸借権設定の案件1から案件7、案件8の一部について、計画を妥当なものと認めました。</p>
議長 山本委員	<p>第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>貸借権設定の案件8の一部及び、案件9から案件27と中間管理権設定・一括方式の案件1から案件6について、計画を妥当なものと認めました。</p>
議長 川澤委員	<p>第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>所有権移転の案件1、貸借権設定の案件28から案件34、中間管理権設定・一括方式の案件7から案件8について、計画を妥当なものと認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>まず、貸借権設定の案件1につきましては、申請の当事者が農業委員本人となっておりますので、先に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、該当の案件について審議します、該当委員は、本案件を審議する間は退席をお願いいたします。</p> <p>(該当委員 退席)</p>
議長 委員	<p>案件1について、ご意見や質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

議 長	<p>案件1について、ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>貸借権設定の案件1については、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
委 員	(異議なし)
議 長	<p>案件1について、計画を妥当なものと決定いたします。事務局は委員を復帰させてください。</p> <p>(該当委員 着席)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定の案件9につきましては、申請の当事者が農業委員本人となっておりますので先に審議いたしますが、ご異議ございませんか。</p> <p>それでは、該当の案件について審議いたします、該当委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。</p> <p>(該当委員 退席)</p>
委 員	<p>案件9について、ご意見や質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>(意見, 質問なし)</p>
議 長	<p>案件9について、ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>案件9について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委 員	(異議なし)
議 長	<p>案件9について、計画を妥当なものと決定いたします。事務局は委員を復帰させてください。</p> <p>(該当委員 着席)</p>
委 員	<p>続きまして、中間管理権設定・一括方式の案件5と案件6につきましては、申請者が農業委員の同居の親族となっておりますので先に審議いたしますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、該当の案件について審議いたします、該当委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。</p> <p>(該当委員 退席)</p>
委 員	<p>中間管理権設定・一括方式の案件5と案件6について、ご意見や質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>(意見, 質問なし)</p>
議 長	<p>中間管理権設定・一括方式の案件5と案件6について、ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>中間管理権設定・一括方式の案件5と案件6について、計画を妥当なものと決定す</p>

委員 議長	<p>ることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>中間管理権設定・一括方式の案件5と案件6について、計画を妥当なものと決定いたします。</p> <p>事務局は委員を復帰させてください。</p> <p>(該当委員 着席)</p> <p>その他の案件について、審議いたします。その他の案件について、ご意見や質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員 議長	<p>(意見、質問なし)</p> <p>その他の案件について、ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>審議済みを除く全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員 議長	<p>(異議なし)</p> <p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。</p> <p>続きまして、第4号議案、農用地利用集積計画変更の件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
川澤主任	<p>第4号議案、農用地利用集積計画の変更の件。</p> <p>議案書 45 ページをご覧ください。今月は、全体で2件の申請があります。それでは案件の説明をいたします。</p> <p>議案書は46ページから48ページをご覧ください。案件1と案件2は、申請の当事者が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。</p> <p>案件1は、屋頭、田、2,332㎡外2筆、合計4,779㎡に、また、案件2は、高須大谷、田、2,434㎡外7筆、合計12,922㎡に、それぞれ4年11か月間の賃貸借権を設定する計画で、令和3年1月8日に開催されました第43回農地総会でご審議いただき、令和3年2月1日に公告されていたものです。</p> <p>両案件は賃貸人と借借人の合意のもと、存続期間を4年11か月から8年11か月に変更することとなり、申出書が提出されたものです。</p> <p>利用権の変更内容につきましては、法律上、公告等の手続きが定められていないことから、本会で変更が承認されますと、本日付けで計画が変更となります。</p> <p>以上で、第4号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第二、第三事前審査会です。</p>

<p>中島（義）委員長 山本委員 議長</p>	<p>第二事前審査会の中島副委員長から報告をお願いいたします。 案件1について計画の変更やむを得ないものと認めました。 第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。 案件2について計画の変更をやむを得ないものと認めました。 事前審査会の報告が終わりました。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>審議に入ります。 ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 (意見、質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>全ての案件について、計画の変更やむを得ないものと決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 全ての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。</p>
<p>川澤主任</p>	<p>議案外の報告を事務局より一括してお願いします。 議案外の案件について、まとめてご報告いたします。 「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書50ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、春野が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書51ページから53ページをご覧ください。 全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により、受理通知書を交付しております。 続きまして、「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書55ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は2件の届出が出されており、地区の内訳は、中央が2件となっております。届出の内容につきましては、議案書56ページをご覧ください。 両案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 なお、案件1の申請地が、後ほど説明いたします③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件の案件4の申請地の一部と関連案件となっております。 続きまして、「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書58ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は8件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、中央が</p>

2件、潮江が2件、一宮が1件、介良が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書59ページから60ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

なお、案件7が、⑤農地法各条の申請取消処理の件の案件1と関連しておりますので、後ほど説明いたします。

続きまして、「④非農地証明願の件」についてご報告いたします。

議案書62ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は23件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が4件、旭が1件、初月が2件、三里が1件、鴨田が1件、五台山が1件、布師田が1件、一宮が8件、大津が1件、春野が3件となっております。

申し訳ありません、資料の訂正をお願いいたします。第二事前審査会の三里8、鴨田9、五台山10の後ろにコンマ(,)が記載されておりますが、これは削除抜かりですので削除をお願いいたします。三里、鴨田、五台山の案件はそれぞれ8、9、10の1件ずつとなります。

また、第一事前審査会の朝倉4の後ろのコンマについても同じく削除抜かりですので削除をお願いいたします。

非農地証明願の内容につきましては、議案書63ページから67ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員および事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。

続きまして、「⑤農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件」についてご報告いたします。

議案書69ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は、1件の3条許可取下願が出されており、地区の内訳は春野となっております。取下願の内容につきましては、議案書70ページをご覧ください。

本案件は、譲渡人のうち1名が農業者年金を受給していることが判明したことにより一部取下願が提出されたもので、令和6年11月28日付で取下願が出され、同日付で受理しております。

続きまして、議案書71ページをご覧ください。今月は1件の5条届出取消願が出されており、地区の内訳は朝倉となっております。

議 長 委 員 議 長	<p>取消願の内容につきましては、議案書 72 ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、令和 6 年 12 月 11 日付けで農地法第 5 条届出受理通知書を交付していましたが、住宅建築延期のため取消願が出されたもので、令和 6 年 12 月 12 日付けで取消願が提出され、13 日付けで受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。 (意見, 質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p>
事 務 局 連 絡 議 長 上田次長 議 長	<p>事務局からの連絡をお願いします。</p> <p>(「令和 6 年度今後のスケジュール (予定)」を説明)</p> <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見ご質問はございませんか。</p>
次 回 農 地 総 会 議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。</p> <p>次回の農地総会は令和 7 年 2 月 12 日 (水) を予定しております。</p>
閉 会 議 長	<p>(議長 加藤孝幸 挨拶して閉会を宣す。(午後 4 時 45 分閉会))</p> <p>お疲れ様でした。</p> <p>以上で、第 91 回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 7 年 4 月 7 日

議 長

加藤孝幸

議事録署名委員

大崎恭寿

議事録署名委員

山本和正

議事録作成者

岡本 誠一